

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金 手引き

「母子・父子自立支援プログラム」の支援を受け、自立に向け意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対して、家賃支払いの支援を行う「住宅支援資金」の貸付です。

- 貸付対象者
 - ・ 原則として、京都府内に住民登録をしている方
 - ・ 児童扶養手当の支給を受けている方
(児童扶手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含む)
(所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象になります)
 - ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
- 貸付限度額 月7万円以内 ※管理費・共益費含む
(自らが借り受け入居している住宅の家賃)
- 貸付期間 12ヶ月以内
- 申請先 福祉事務所(各市区福祉事務所又は府保健所)

社会福祉法人京都府社会福祉協議会
総務企画部 福祉経営推進課

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)内

☎: 075-252-6292 (平日8:30~17:00)

✉: kikaku@kyoshakyo.or.jp

URL: <https://www.kyoshakyo.or.jp/fukushikeiei/fukushishikashitsuke/>

目 次

01	住宅支援委金を希望される方へ	3
02	申請～貸付までの流れ	4
03	申請について	5
04	貸付に必要な書類について	6
05	就職活動状況報告	7
06	従事状況報告	8
07	返還免除	9
08	返還	10
09	貸付送金から返還免除までの流れ	11
10	その他	12

住宅支援資金を希望される方へ

申請を希望される方は、この手引きを十分お読みになり申請ください。

訓練促進資金は貸付制度（借りるもの）です

- ・ 一定の要件を満たした場合に限り、返還が免除されます。
（「07返還免除」参照）
- ・ 住宅支援資金を借りる方は申請者ご本人のみです。

連帯保証人は原則不要です

貸付を受けようとする者が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。

※保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、保証人の保証債務は、延滞利子を包含するものとします。

貸付には審査があります

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付ができない場合もありますので、ご了承ください。

02

申請～貸付までの流れ

申請

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）担当窓口へ貸付申請書類一式を提出
（詳細は「03申請について」参照）

決定

借受人宛に貸付案内を送付

契約

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）を通じて、書類を提出
（詳細は「04貸付に必要な書類について」参照）

送金

原則、分割で送金します。
（「05就職活動状況報告書」又は「06従事状況報告書」参照）

貸付完了

（詳細は、「09貸付送金から返還免除までの流れ」参照）

※申請に当たり、福祉事務所又は京都府ひとり親家庭自立支援センター及び京都市ひとり親家庭支援センターが発行する自立支援プログラム策定証明書が必要です。

提出書類（申請者が作成・準備する書類）

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金貸付申請書
- ②母子・父子自立支援プログラム策定証明書
- ③申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分）
- ④居住している住宅の賃貸借契約書の写し（原則、本人名義に限る。）
- ⑤連帯保証人の前年の所得証明書（連帯保証人を立てている場合）
- ⑥その他会長が必要と認める書類（例：課税証明書等）

連帯保証人

「01住宅支援資金を希望される方へ」を参照ください。

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

04

貸付に必要な書類について

提出書類

- ①借用証書
- ②印鑑登録証明書（本人・連帯保証人）
- ③振込口座申込・変更申請書
（口座名義は、貸付案内を受けた本人の名義以外は認められません。）
- ④振込口座の通帳のコピー
（金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。）

※送金には、就職状況活動（従事状況）報告書の提出が必要です。
（「05就職活動状況報告書」・「06従事状況報告書」参照）

送金

原則として、年 4 回の分割交付となります。
母子・父子自立支援プログラムに沿った就職活動（従事状況）及び居住先の変更の有無などを確認したうえで、6月・9月・12月・3月に送金月の直前3か月分を送金します。

- 6月⇒3月～5月分を送金
- 9月⇒6月～8月分を送金
- 12月⇒9月～11月分を送金
- 3月⇒12月～2月分を送金

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

必要書類が提出された後、送金します。

就職活動状況（従事状況）報告書

母子・父子自立支援プログラムに基いて就職活動していることを証明する報告書です。

就職活動状況（従事状況）報告書 作成

福祉事務所及びプログラム策定機関で作成

【面談例】面談・電話・メール

※3回目は面談が必要です。

就職活動状況報告を行い、確認後、住宅支援資金の送金が行われます。

福祉事務所を通じて、府社協に基準月の6月・9月・12月・3月に書面にて就職活動状況（従事状況）報告書を提出してください。

※就職活動状況報告がない場合は、就職活動状況が確認できるまで、貸付金の送金を停止する場合があります。

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

必要書類が提出された後、送金します。

就職活動状況（従事状況）報告書

母子・父子自立支援プログラムに基いて就業していることを証明する報告書です。

就職活動状況（従事状況）報告書 作成

※従事状況報告の証明内容及び証明月は就職状況活動報告と同じ扱いとなります。

詳しくは、「05就職活動（従事状況）状況報告書」を参照ください。

- ①就職後も特段の事情により貸付継続を希望する場合は、福祉事務所を通じて、貸付継続申請書を府社協に提出してください。
- ②就職後 1年間引き続き就業したときは、従事期間証明書及び返還免除申請書を提出してください。

詳しくは「返還免除」のページを参照ください。

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

当然免除

次の要件に該当する場合は、住宅支援資金の免除が受けられます。
要件に該当された場合は、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

■母子・父子自立支援プログラムに基づく業務に1年間従事したとき

- ①住宅支援資金の貸付を受けた日から、現に就業していない者が1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等
 - ②上記の職に引き続き1年間従事
- なお、②の「1年間従事」とは、プログラムに該当する就労を1年間従事することが必要となります。

提出書類：返還免除申請書・従事期間証明書

■業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

提出書類：返還免除申請書・従事期間証明書証明できる書類

(例)

- ・死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
- ・心身の故障の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

提出先

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

返 還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還となります。
(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)
(返還免除や返還猶予の場合を除く)

- ①住宅支援資金の契約を解除されたとき
- ②貸付終了後1年が経過したとき
- ③提出書類の届出義務を怠ったとき
- ④死亡し、又は心身の故障により業務に従事出来なくなったとき

返還の方法

原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還開始となります。

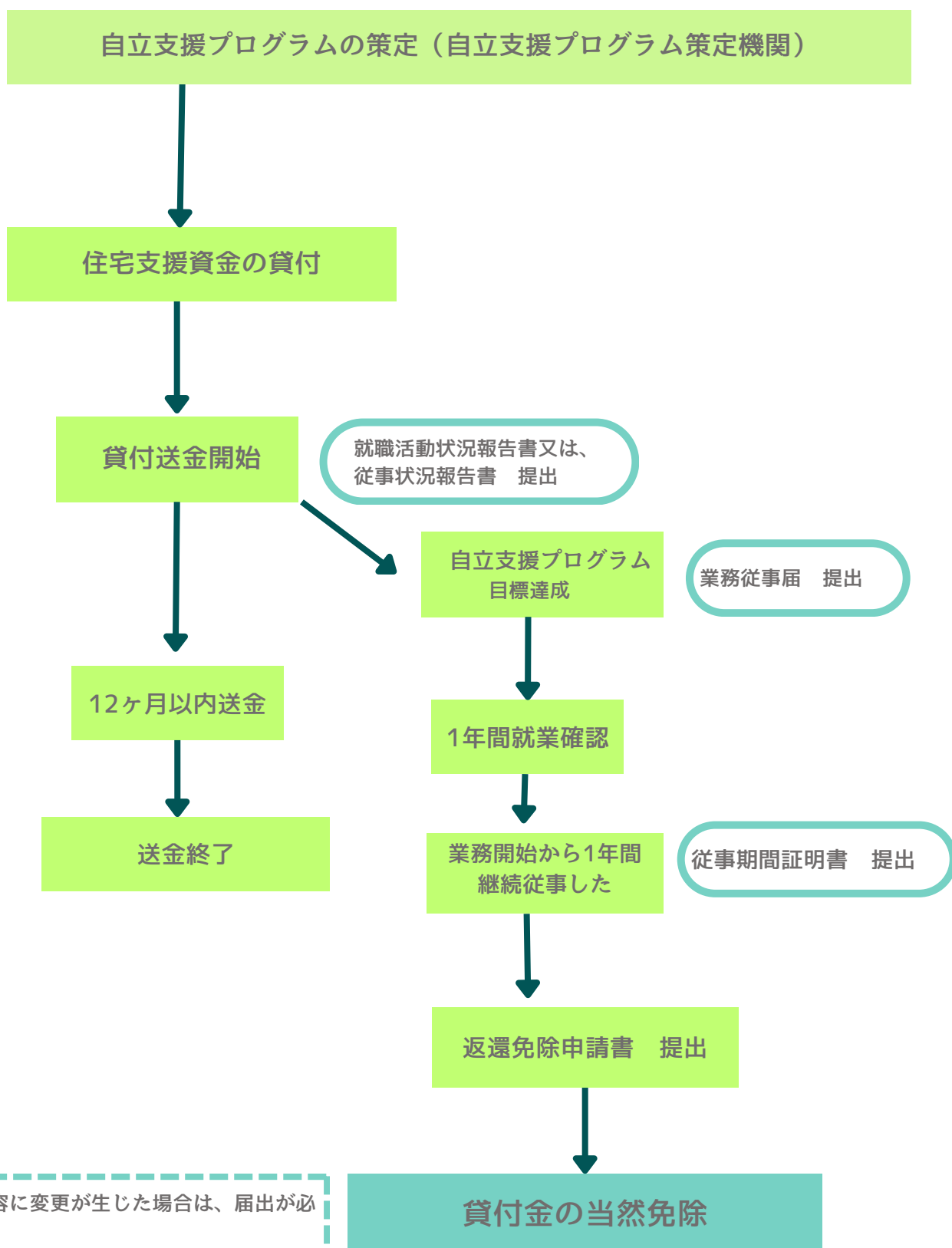
返還方法は2種類あります。

- ①一括返還
- ②分割返還（分割返還にするときは10年以内に返還してください。）

※正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年3.0%の延滞利子を加算します。

09

貸付送金から返還免除までの流れ



下記内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

・住所又は氏名 ・従事先 ・連帯保証人

住所、氏名の変更手続きについて

提出物：住所・氏名 変更届

住所又は氏名が不明な場合は、書類の提出に関するご案内をお送りすることができませんので、住所又は氏名に変更があった場合は、事項発生時から15日以内に府社協に「住所・氏名変更届」を提出してください。

従事期間証明書の提出について

就職して1年後、返還免除対象業務に従事したことを証明する「従事期間証明書」の提出が必要です。

HPからダウンロードした様式又は福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）から送付された様式に必要事項を記入し、職場に証明を依頼の上、福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）に提出してください。

返還免除対象業務に従事していても、従事期間証明書の提出がない場合は返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

その他

貸付要綱、手引き、各種様式は府社協HPに掲載しています。
必要に応じてダウンロードの上、御利用下さい。

こちらから
ダウンロードして
ください。

